

令和3年4月8日
大臣官房官庁営繕部
整備課

官庁営繕の建築構造設計基準及び同資料を改定しました

～官庁施設の構造設計について発注者として求める内容を明確化～

国土交通省は、「建築構造設計基準」及び「建築構造設計基準の資料」を、官庁施設の構造設計について、法令等に加えて求める事項等を明確化したものに改定しました。
この基準は、令和3年度から営繕工事の設計業務に適用します。

【改定のポイント】(別添参照)

1. 官庁施設の構造設計で求める事項等を明確化

官庁施設の構造設計にあたり、建築基準法等で定められている内容に対して追加検討するもの等、法令等に加えて求める事項等を規定するものに改定しました。これにより、発注者として求める内容を明確にしました。

2. 官庁施設の構造設計で求める手法等の見直し

1. で明確化した事項等を確認するための具体的な手法等について、有識者からも意見をいただきながら、必要な見直しを行いました。

改定した「建築構造設計基準」及び「建築構造設計基準の資料」は、以下のページでご確認いただけます。

https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html

<お問い合わせ先>

国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課 課長補佐 橋本（内線23453）

建築技術調整室 構造基準係長 天野（内線23454）

TEL: 03-5253-8111（代表）、03-5253-8241（直通） FAX:03-5253-1544